

副本

令和4年（行ウ）第302号・同第446号、令和4年（行ウ）第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告 ■■■■■ 外10名

被告 千代田区長 外1名

準備書面 (5)

令和6年4月26日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

片岡由紀



同指定代理人

阿部孝敬



同

合田順



同

品治



同

須貝誠



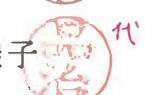
同

鈴木



同

佐藤久美子



同

沼田竜輔



同

高木裕



本書面において、被告らは、必要と認める範囲で、令和6年2月29日付け原告ら準備書面(6)（以下「**原告ら準備書面(6)**」という。）に対し反論すると共に、同書面の求釈明に回答する。

以下、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 「第1」（原告ら準備書面(6)・1ないし3頁）の「**求釈明①**」について

1 原告らは、被告準備書面(1)における、「本件街路樹の伐採ができないという一事をもって、本件工事を施工できないと認めることは困難である。」（同書面第4の2(3)・33頁）との主張と、千代田区が令和5年11月15日付けで御庁に対し提出した立入行為禁止仮処分命令申立書（甲C52。以下「**本件仮処分命令申立書**」といい、同申立書による申立てを「**本件仮処分命令申立て**」という。）における、「工事が実施できない」（同申立書・2頁）等の主張とが矛盾していることを前提に求釈明をしているが、これらの主張に矛盾はない。

2 そもそも、被告準備書面(1)を作成したのは令和4年12月23日であり、また、本件仮処分命令申立てをしたのは令和5年11月15日であるから、上記各主張は、それらが行われた時点を異にしている。

被告準備書面(1)を作成した時点では、確かに、住民らの妨害行為により、本件街路樹の伐採をすることが困難な状況にあったものの、当該妨害行為については、警備体制を強化したり、法的な解決を図ることが可能と考えられたこともあり、本件工事を一時中止する必要性は認められなかったものである。

しかし、令和5年4月11日に本件街路樹の伐採に着手した際、警備体制を強化したにもかかわらず住民らによる妨害行為に遭い、千代田区職員、警備を委託した警備会社の職員及び住民らの一部が負傷をし、かつ、妨害行為に及んだ住民らの一部が刑事事件の被疑者として検察官送致されるほどの事態が発生した。

かかる経緯から、千代田区は、本件街路樹の伐採、さらには本件工事の施工を安全かつ円滑に実施する上で法的な解決を図る必要性を認め、同年11月15日に本件仮処分命令申立てを行ったものである（逆に言えば、法的な解決を図ることで工事の継続は可能と考えられたため、本件工事を一時中止する必要性は認められなかった。）。

このように、上記の各主張はそれぞれの時点における状況を踏まえて適切に行われたものであり、各主張の間に矛盾はなく、当然、各主張に過誤はない。

それゆえ、被告準備書面(1)における、「本件街路樹の伐採ができないという一事をもって、本件工事を施工できないと認めることは困難である。」（同書面第4の2(3)・33頁）との主張を、あえて撤回する必要はないものと思料する。

4 なお、本件仮処分命令申立てに対しては、令和6年3月11日付けで、要旨、本件工事の実施にあたり、所定の場所において、原告らの一部を含む債務者自ら又は債務者と意を通じた第三者をして、立ち入り、又は、立ち入らせてはならない旨の仮処分決定（以下「**本件仮処分決定**」という。）が下りた（乙69）。

その後、本件仮処分決定に対し、一部の債務者から保全異議申立て（民事保全法26条）がなされたが、執行停止の申立て（同法27条）はなされていないようである。

第2 「第2」(原告ら準備書面(6)・3及び4頁)について

- 1 原告らは、藤井教授の意見書(甲C53)の記載を基に、本件議決は、不正確な報告資料によるものであり、正確な資料に基づいて判断されていれば結論が変わり得た旨主張するようである(原告ら準備書面(6)・4頁)。
- 2 まず、藤井教授は、上記意見書において、「残置案と更新案に対する意見が並記されているため、両案に対する小生の評価が同程度と受け取られ」た旨述べる(甲C53の2②・2頁)。

しかし、既に述べたとおり、藤井教授(千代田区企画総務委員会において配布された資料(甲A21)に記載されるA氏である。)が本件街路樹の保存案を推していることは、上記資料(甲A21)の記載内容、及びかかる記載についての須貝課長の口頭説明(乙32・2枚目及び3枚目)から明確に認識でき(第1事件答弁書第7の4(3)イ・40頁、被告ら準備書面(2)第3の8(3)・27頁)、そして現に、千代田区議会議員は、藤井教授をはじめとする学識経験者の意見について、「それぞれいろんな立場から意見を頂いている」(甲C44・6枚目の下から16行目)ところ、「Aの方ですと、街路樹の緑陰が重要であり、保存を優先すべきである」(甲C44・6枚目の下から15行目)という立場にあること、他方で、安全面が最優先されるべきなど、「相反するような意見も出ている」(甲C44・6枚目の下から13行目)といったことを正しく認識している(甲C44・6枚目下から15行目。被告準備書面(3)第2の8(2)・24頁)。

そうすると、「両案に対する小生の評価が同程度と受け取られ」たとの点は、そのように感じられる旨の所感を述べたものであって、本件議決の「結論が変わり得た」との主張を裏付けるに足るものと

は解し難い。

- 3 次に、藤井教授は、千代田区職員の作成した報告資料が不正確である旨意見する（甲C 5 3 の 2 ③・ 2 頁）。

しかし、仮に報告資料が不正確であるとするならば、藤井教授が不正確であるとして摘示する記載が、本件工事契約を可とする本件議決にいかなる影響を及ぼしたのかという点については、何も述べられていない。

- 4 そのほか、原告らは、本件議決の「結論が変わり得た」ことを裏付ける具体的かつ客観的根拠を示していない以上、結局のところ、所論は独自の見解を述べるものであり失当である。

第3 「第3」（原告ら準備書面(6)・ 4ないし 1 3 頁）について

- 1 「1」（原告ら準備書面(6)・ 4ないし 8 頁）について

- (1)ア 原告らは、嶋崎秀彦元千代田区議会議員（以下「**嶋崎元議員**」という。）が本件工事に深く関与してきたことを前提に、本件工事の入札だけが適正に行われたと判断できる材料はない旨主張する（原告ら準備書面(6)第3の1・ 7 頁）。

しかし、住民訴訟において、ある財務会計行為が違法であることの主張立証責任は原告らが負うところ、原告らは、嶋崎元議員が本件委員会の際、及び本件街路樹の保存等を求める旨の陳情が不採択とされた令和4年4月25日開催の企画総務委員会の際に委員長の立場にあったことを述べるとどまり、嶋崎元議員が本件工事の入札手続に関与したことを具体的に伺わせる事情につき十分な主張立証がなされているとは解されない（なお、甲C 5 4 の 4 は、一投稿者の推測を述べるに過ぎないものと解される。）。

イ この点、原告らは、本件工事契約の入札手続において、訴外大林道路と訴外東京舗装工業株式会社から提示された見積金額の差額がわずかであったことを疑問視するようであるが、入札手続において、複数の事業者から近い額の見積金額が提示されること自体は必ずしも不自然なことではなく、また、訴外大林道路の落札価格は、本件工事の予定価格（甲C55号証の3）との比較において特段高額に過ぎるものではなかった。

ウ 嶋崎元議員が入札手続に不正関与した事案は、入札手続に参加した3つの事業者から極めて近似する見積金額が提示され、なおかつ、その内2つの事業者から提示された見積金額が同額であったものや、複数の事業者が入札手続への参加を辞退した結果、残った事業者が予定価格の99.9%に相当する金額で落札するといったような極めて不自然な経過を辿ったものであり（甲C54の4）、本件とは明確に事案を異にしている。

エ 以上のように、嶋崎元議員が「本件工事に深く関与してきた」と解すべき事情、その他、本件工事の入札手続に不正があったことを根拠づける事情につき、原告らは、何ら具体的に主張立証していない以上、所論はその前提となる事実を欠き失当である。

(2) 求釈明②（原告ら準備書面(6)・8頁）について

ア 「(1)」について

千代田区において、嶋崎元議員及び元職員を含む千代田区職員が、本件工事の入札に不正に関与したとの事実は確認されていない。

そもその前提として、嶋崎元議員及び千代田区元職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公

正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）に違反した容疑で逮捕及び再逮捕された際の被疑事実に、本件工事の入札に不正に関与したとの事実は含まれていない。

イ 「(2)」について

千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会（以下「**本件検討委員会**」という。）は、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続の際の不正行為を理由に、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕されたことを受け、当該不正行為の原因を究明するとともに、同様の行為の再発防止に向け、課題の抽出及び具体的な対策を検討するために、また、千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議（以下「**本件有識者会議**」という。）は、本件検討委員会における検討内容等について有識者の意見を聴取するためにそれぞれ設置されたものである。

本件検討委員会及び本件有識者会議の調査・検討の対象は、あくまで嶋崎元議員及び千代田区元職員が官製談合防止法に違反した容疑で逮捕及び再逮捕された際の被疑事実とされる工事（計5件）の契約締結手続（の際の不正行為）であって、本件工事の契約締結手続は上記委員会及び会議での調査・検討の対象外である。

2 「3」（原告ら準備書面(6)・9ないし13頁）について

(1) 「(1)」（原告ら準備書面(6)・9ないし11頁）について

ア 原告らは、歩道の有効幅員を2メートル以上にすることに固執する必要は無いこと、また、ヨウコウザクラの存在効果が既

存の街路樹であるイチョウの存在効果に及ばないことを根拠として、既存の街路樹を活かした本件通りの整備が妥当である旨主張する。

イ しかし、本件工事区間の歩道の有効幅員に関する千代田区の判断が、移動等円滑化法の趣旨や円滑化ガイドラインの記載に合致し、何ら合理性を欠くものではないことは既に述べた通りである（第1事件答弁書第7の3(2)ア・26頁、被告準備書面(1)第3の4(4)ウ・26及び27頁）。

また、この点も既に述べているように、本件アンケートにおいて、本件通りの歩道が通行しにくいと回答した者が60%、本件通りを通行する際に接触などで不安を感じたことがあると回答した者が56%、本件通りの歩道の幅を広げて欲しいと回答した者が75%、本件通りを自転車で通行する際に、危険や不安を感じたことがある者が57%、本件通りに自転車走行空間を整備することを希望する者が75%であり（甲12）、本件通りの歩道の拡幅及び自転車走行空間の整備の実施を望む区民が多数を占めていた（被告ら準備書面(2)第3の6・24及び25頁）。

さらに、本件協議会の会議においても、「街路樹をそのまま残すのは本当に不便。車椅子がすれ違えない、傘もさせない、そこに自転車がくると最悪な状況であり、これを改善してほしい」、「身体障害者や車椅子の人がスムーズに通れる道路にしてほしい」との意見があり（乙27・3頁）、これらを踏まえ、同協議会として、「特に身体障害者や車椅子の方、また自転車の通行が安全安心に出来ることをベースとした上で、道路整備を進めていかなければならない」（同・3頁）との意見に総括され、

その後も、「身体障害者や車椅子の方も含めて安全・安心に通行できる道路整備を最優先に考えてほしい」という意見が維持された（乙31・3頁）経過がある（第1事件答弁書第6の12及び16(1)・15ないし17頁参照）。

原告らは、既存の歩道でも、1.5メートルの有効幅員が確保されており、十分である旨主張するようであるが（もっとも、現状、場所によっては有効幅員が1.3メートルしか存しない箇所もあり（乙22・3枚目）、そもそも、1.5メートルが確保されているという前提が誤っている。）、以上のような事情を踏まえれば、歩道の有効幅員を拡幅する旨の千代田区の判断に何ら不合理な点はない。

ウ また、ヨウコウザクラが街路樹として適格性を欠くものではないこと、及び緑陰の問題は移植後も対応可能であることについても、既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(3)エ・29頁）。

この点、原告らは、藤井教授の意見書を基に、年々暑さを増す神田警察通りの街路樹として既存のイチョウを存置することが強く求められるなどと主張するが（原告ら準備書面(6)・11頁）、かかる主張を裏付ける客観的証拠はない。むしろ、本件協議会において、本件通りにつき「昔は通りの建物が低く、街路樹は日よけも兼ねて必要だった・・・今は建物が高くなったこともあり日除けの必要がなくなった。」との意見が出た一方で、これに反対する意見はなかった（乙27・3頁）ところを見ても、やはり、本件工事区間において、緑陰の問題が生じうるのかは疑問というほかない。

エ 以上のとおり、所論はその根拠を欠き失当である。

(2) 「(2)」(原告ら準備書面(6)・11ないし13頁)について

ア 守る会は、令和6年2月19日付けで、被告区長宛の要望書(甲C58号証の1参照。以下「**本件要望書**」という。)を提出し、同年2月19日、千代田区はこれを受領した。

そして、原告らは、本件要望書に記載された施工方法によれば、本件街路樹の伐採を最小限にしつつ本件工事を実施することが可能であることを前提に、千代田区が住民との話合いに応じないことを論難するようである。

しかしながら、本件工事は、本件通りの車道を4本から3本に減じ、その分、歩道の拡幅及び自転車走行区間の新設を行うと共に、短時間の駐車を可能とする駐車ます等を設置するというものである(乙2)。しかるところ、守る会の提案は、本件街路樹の一部を移植し、そこに駐車帯を設けるとするのみで、それ以外の箇所歩道の拡幅や自転車走行空間の整備を具体的にどのように実施するのかという点については何ら言及していない。

仮に、上記提案のとおり整備を行うとすると、本件工事区間の道路線形や街路樹は非対称かつ不規則になり、道路としての安全性を確保できなくなるおそれがある。また、本件工事区間において、荷捌きを行う箇所は、守る会が駐車帯を設けようとしている箇所に限られず(乙16参照)、現に、甲C34の画像及び乙55の写真(乙55・6及び7頁)を見ても、本件工事区間の各所に路上駐車されている車両の存在が確認できる。そうすると、守る会の提案する駐車帯のみでは、本件工事区間に設置すべき駐車スペースとして不十分であり、この点からも、守る会の提案する方法では、安全かつ安心な道路整備が実

施できないといわなければならない。

このように、守る会の提案する施工方法によって本件工事が実施可能であるとする根拠は全くなく、原告らの非難はその前提を欠くものとしての外的外れというほかない。

イ 「求釈明②」(原告ら準備書面(6)・13頁)について

「求釈明②」(1)は、守る会の提案する施工方法によって本件工事が実施可能であることを前提とするものであるが、実施可能であるとする根拠がないことは上記のとおりである。したがって、上記求釈明はその前提を欠くものであり、回答できない。

「求釈明②」(2)について、本件工事に関し、原告らのいう拡大沿道整備協議会を設置する予定はない。

以 上